

# 旭川市いじめ防止基本方針（改定案）について

## 1 改定の背景

旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）については、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針及び北海道いじめ防止基本方針（以下「道基本方針」という。）の内容を踏まえるとともに、これまで本市において推進してきた学校の取組や、児童生徒が主体となった取組の成果等を反映し、平成31年2月に策定（令和4年3月一部改定）しました。

本市では、令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、いじめの重大事態の調査を実施しました。調査の結果、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。

当該調査において不明な点があったため、現在、旭川市いじめ問題再調査委員会において、真相解明に向けた再調査が行われていますが、本市では、教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、これまでの取組を見直すとともに、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めることとしました。

このため、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例（令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

市基本方針についても、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や道基本方針の改定など、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしました。

## 2 改定案の概要

法及び条例に基づき、市立学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の創り手となる子どもたちの生命と尊厳を守り、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めます。

- ・第1章 基本方針改定の趣旨
- ・第2章 いじめの防止のための対策の基本的な方向に関する事項
- ・第3章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- ・第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## 3 改定時期

令和6年2月の改定を予定しています。